

福岡県公報

令和2年2月4日
第 76 号

目次

告示 (第98号 - 第108号)

- 自衛官の募集 (市町村支援課) 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の占用の制限 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 落札者等の公示 (薬務課) 6
- 令和元年度福岡県文化賞被表彰者 (文化振興課) 6
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) 6
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) 7

内水面漁場管理委員会

- 室見川における水産動植物の採捕禁止区間及び期間 (漁業管理課) 7
- 筑後川における水産動物の採捕禁止区間及び期間 (漁業管理課) 7
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (漁業管理課) 8

告 示

福岡県告示第98号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 募集種目
自衛官候補生
- 2 募集期間
令和2年2月5日(水)から令和2年3月2日(月)まで
- 3 受験資格
(1) 自衛官候補生
18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
(2) 詳細は、採用案内による。
- 4 試験期日
令和2年3月7日(土)～8日(日)
- 5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所

遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (旧 九州農政局 福岡地域センター 久留米支所庁舎) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位置	名称
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

福岡県告示第99号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字寒田177の1、194の1、291の1、291の6、326、291の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第100号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字小山田38の4、39の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和63年8月20日農林水産省告示第1242号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成2年8月14日農林水産省告示第1067号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	久留米市山川神代三丁目2355番1先から久留米市北野町今山720番1先まで	6.0 ～ 47.2	2,355.6	

久留米	県道	久留米 筑紫野 線	前	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル
			後	久留米市山川神代三丁目2355番1先から久留米市北野町今山720番1先まで	6.0 ～ 47.2	2,355.6	
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8	4,577.1	うち一般国道210号重用延長360.0メートル

福岡県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年2月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米筑紫野線	久留米市北野町石崎526番先から久留米市北野町高良1776番6先まで

福岡県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示

する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
久留米	県道	久留米筑紫野線	久留米市北野町石崎526番先から久留米市北野町高良1776番6先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年2月18日

福岡県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	柳川市三橋町柳河1071番4先から 柳川市三橋町柳河1071番1先まで	7.6 ～ 13.4	8.6
			後	柳川市三橋町柳河1071番4先から 柳川市三橋町柳河1071番1先まで	9.2 ～ 13.4	8.6

福岡県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	柳川市三橋町柳河1071番4先から 柳川市三橋町柳河1071番1先まで

福岡県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	那珂川大野城線	前	那珂川市大字中原364番16先から 那珂川市大字中原364番13先まで	27.4 ～ 30.4	13.2
			後	那珂川市大字中原364番16先から 那珂川市大字中原364番13先まで	27.4 ～ 29.4	13.2

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和2年1月14日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マルキョウ小郡店
 - 所在地 小郡市大字小郡字若山646番3 外
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
1,210㎡	1,427㎡

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町黒崎開字魚繫1434番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市高田町黒崎開1438番地
天理教治筑分教会
代表役員 柿原 清貴

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年2月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬イナビル 20,400人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年1月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
第一三共株式会社
 - (2) 住所
東京都中央区日本橋三丁目5番1

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,320,560円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、令和元年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小 川 洋

部 門	被 表 彰 者
創造部門	うえやま とち
社会部門	中洲ジャズ実行委員会
奨励部門	谷口 亮

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(4) 第14646号	株式会社レオ・トレード 代表者 杉田 道信	北九州市八幡西区八千代町5-5

2 聴聞期日及び場所

令和2年2月13日（木）午前10時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階北棟建築都市部入札室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和2年2月4日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第18631号	株式会社自然 代表者 國廣 克幸	春日市大土居3-191

2 聴聞期日及び場所

令和2年2月13日（木）午前10時15分

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階北棟建築都市部入札室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和2年2月4日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和2年3月1日から令和2年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

令和2年2月4日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端よ

り下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

令和2年3月1日から令和2年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和2年2月4日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで